

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく「国有財産総合情報管理システムの運用保守業務」に係る落札者等の決定及び契約締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号（以下、「法」という。））に基づき民間競争入札を行った「国有財産総合情報管理システムの運用保守業務」（以下「本業務」という。）については、下記のとおり落札者等を決定し、契約を締結しました。

○ 落札者等の決定について

1 落札者等の名称

運用業務：富士通株式会社

保守業務：富士通株式会社

2 落札金額等

運用業務：685,500,000円（税抜）

保守業務：600,204,300円（税抜）

3 落札者等の決定経緯及び理由

「国有財産総合情報管理システムの運用保守業務 民間競争入札実施要項」に基づき、入札参加者（各1者）から提出された提案書を審査した結果、要求要件を満たしていた。

令和2年1月16日に開札を行い、保守業務については予定価格の制限の範囲内であったため、落札者とした。運用業務については、予定価格の制限を下回らなかったため、予算決算及び会計令第99条の2に基づき、見積書を提出させ、契約予定者を決定した。

4 落札者等における本業務の実施体制及び実施方法の概要

業務は富士通株式会社が実施し、一部業務については再委託を行う。

業務の実施に当たっては、実施要項及び調達仕様書に基づき業務を遂行するとともに、提案書による提案事項の実施により、包括的な質の確保及び各業務の品質の維持向上を図る。

○ 契約締結について

1 契約の相手方の住所、名称及び代表者の氏名

運用業務：

東京都港区東新橋 1-5-2

富士通株式会社 代表取締役社長 時田隆仁

保守業務：

東京都港区東新橋 1-5-2

富士通株式会社 代表取締役社長 時田隆仁

2 契約金額

運用業務：754,050,000 円（うち、消費税額及び地方消費税額 68,550,000 円）

保守業務：660,224,730 円（うち、消費税額及び地方消費税額 60,020,430 円）

3 本業務の実施期間：令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

4 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 国有財産総合情報管理システムの運用保守業務の概要

ア 対象業務の内容

<運用>

(ア) 運用サービスマネジメント業務

システム運用に係る計画、実施状況の評価支援、見直し、報告、進捗管理及び品質管理等を行う。

(イ) サービスデスク業務

受付業務（財務省職員対応）から対応を依頼された、利用者等からの問合せ全般の対応及びその管理を行う。

(ウ) システム運用サービス管理業務

運用実施状況の管理（障害管理、稼働管理等）を行い、本システムの正常で安定した稼働状態を維持する。

(エ) 業務運用支援業務

システム利用者数（機能別月間利用者数等）、口座振替依頼件数等の各種統計情報を取得し、毎月分析・報告する。また、本システム稼働において最新の状態の維持が必要なデータ（マスタデータ等）の変更を行う。

<保守>

(ア) 保守マネジメント業務

システム保守に係る計画、実施状況の評価支援、見直し、報告、進捗管理及び品質管理等を行う。

(イ) システム保守管理業務

保守実施状況の管理（障害管理、稼働管理等）を行い、本システムの正常で安定した稼働状態を維持及び推進する。

(ウ) システム保守業務

本システムの正常で安定した稼働状態を維持するために、システム保守に係る業務を行い、本システムに影響する様々なリスクの最小化や、障害等が発生した場合の早期復旧を図る。

イ 請負業務の引継ぎ

(ア) 現行請負者からの引継ぎ

請負者は、現行請負者及び関連事業者に対して、引継ぎを受けるものとする。

引継ぎにおいては、請負者が秘密保持に関する所定の手続きをとったうえで、現行請負者及び関連事業者の業務に支障のない範囲において、保守環境における実機操作を行うこととする。

また、引継ぎ期間は、請負者決定時点（開札時点）から2ヶ月間とし、本期間内においては現行請負者及び関連事業者負担の元、支援を受けられるものとし、引継ぎにおいて疑義がある場合は、当省の指示に基づいて協議を行う。ただし、現行請負者及び関連事業者（ハードウェア等事業者を除く）の契約満了期間は令和2年3月末となるため、令和2年4月以降に引継ぎ期間がある場合、当該期間中は問い合わせ対応のみとなる。

なお、引継ぎ内容は主に以下を想定している。

- ・ 保守環境への接続方法に関する情報提供
- ・ 保守環境で使用するシステム利用者情報の提供
- ・ システムオペレーションに関する問合せ（QA表による受渡し）の対応 等

(イ) 請負期間満了の際の引継ぎ

請負者は、次期請負者の求めに応じて、自らの本調達業務に支障をきたさない範囲において、当省の指示に基づいて引継ぎを行うこと。引継ぎ期間は、次期請負者決定時点（開札時点）から2ヶ月間（令和5年4月以降に引継ぎ期間がある場合、当該期間中は問い合わせ対応のみ）を想定している。なお、引継ぎ期間経過後は当省が認めたものに限り、当省を通して問合せを行うことがある（引継ぎ期間経過後1ヶ月間を想定）ため、可能な範囲で対応すること。

なお、上記期間内における支援費用は本調達に含むものとする。

(2) 確保されるべき対象業務の質

ア 業務内容

以下に示す業務を適切に実施すること。

<運用>

(ア) 運用サービスマネジメント業務

(イ) サービスデスク業務

- (ウ) システム運用サービス管理業務
- (エ) 業務運用支援業務以下に示す業務を適切に実施すること。

<保守>

- (ア) 保守マネジメント業務
- (イ) システム保守管理業務
- (ウ) システム保守業務

イ 国有財産総合情報管理システムの稼働率

稼働率は99.6%以上とし、以下の計算式により算出する。

$$\text{稼働率 (\%)} = (\text{計画サービス時間} - \text{計画外サービス時間}) / \text{計画サービス時間} \times 100$$

なお、システムサービス提供時間は以下の通りである。

- ・DBサブシステム等及び入札業務支援サブシステム：6:00～翌日1:00

なお、1:00～6:00の時間帯は、自動スケジュールによるデータバックアップ等を使用する。

- ・情報公開サブシステム：24時間365日

ウ セキュリティ・インシデントによる運用停止回数

セキュリティ・インシデントに起因する運用停止回数は0件であること。

エ リカバリ復旧目標 (RTO)

計画外停止後及び被災後のシステム復旧までの時間は、以下であること。

DB サブシステム等	情報公開 サブシステム	入札業務支援 サブシステム
災害以外：3時間 災害時：1ヶ月	災害以外：24時間 災害時：1ヶ月	災害以外：24時間 災害時：1ヶ月

オ 回答遅延率

システムの質問（メンテ作業等は対象外）に関するインシデントの処理が、以下の基準内に完了しなかった件数の割合は、20%以内であること。

【基準】

AM発生した質問は、当日PMまでに回答

PM発生した質問は、翌日AMまでに回答

カ サーバ内データの定時バックアップ

本システムで想定するバックアップ対象・保存先及び式数・保管世代又は期間・取得タイミングを、以下に記述する。

<運用>

対象サブシステム	バックアップ対象	保存先	取得 タイミング
DBサブシステム	データベース	ストレージ装置(正) LTO(正・副)	日次、週次
	帳票ファイル 業務ログファイル システムログファイル	LTO(正・副)	日次
	台帳機能・宿舍管理機能 のバックアップデータ	DVD-R (正・副)	週次
情報公開サブシステム	業務ログファイル	クラウド内にバック アップ	日次
入札業務支援サブシステム	データベース	ストレージ装置(正) LTO(正・副)	日次、週次
	業務ログファイル システムログファイル	LTO(正・副)	日次

<保守>

対象サブシステム	バックアップ対象	保存先	取得 タイミング
DBサブシステム等 入札業務支援サブシステム	一時ファイルを除くス トレージ装置上のシス テム領域(OS、ミドルウ ェア等のソフトウェア、 アプリケーションプロ グラムを含む)	ストレージ装置内 LTO(正・副)	構成変更前後 保守作業前後
情報公開サブシステム		クラウド内にイメー ジバックアップ	構成変更前 保守作業前

キ サーバ・ソフトウェアの最新化

セキュリティパッチ適用等、OSレベルでのソフトウェア最新化及びセキュリティリスクに対する「不要なサービスの停止・無効化」並びに「アクセス制御」を行うこと。

ク サービスレベルオブジェクティブ (Service Level Objective) の設定

本業務の効率化と品質向上並びに円滑化を図るため、上記イ～オに示す管理指標に対してサービスレベルオブジェクティブ (SLO) を設定する。

(3) 創意工夫の発揮可能性

請負者は、事業内容に対し、改善すべき提案（コスト削減に係る提案を含む）がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、従来の実施状況と同等以上の質が確保できる根拠等を提案するなど、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。

(4) 契約の形態及び支払

ア 契約の形態は、業務請負契約とする。

イ 当省は、業務請負契約に基づき、請負者が実施する本業務について、契約の履行に関し、仕様書に定めた内容に基づく監督・検査を実施するなどして適正に実施されていることを確認した上で、適正な支払請求書を受領した日から 30 日以内に、契約金額を支払うものとする。

ウ 当省は、納品された各納入成果物の検査を行い、以下の判断基準のいずれかに該当する場合は不合格とする。不合格の場合、請負者は、財務省の指示に従い、請負者の責任と費用により遅滞なく再作成、再納品及び再検査を受けなければならない。

- ・ 一部又はすべての成果物が納品されない場合
- ・ 本仕様書で示す各要件を満たしていない場合

(5) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、アからウに該当する場合には当省が負担し、それ以外の法令変更については請負者が負担する。

ア 本業務に典型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

イ 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

ウ 上記ア及びイのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

5 本業務請負者が、当省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務請負者が講じるべき措置に関する事項

(1) 本業務請負者が当省に報告すべき事項、当省の指示により講じるべき措置

ア 報告等

(ア) 請負者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を当省に提出しなければならない。

(イ) 請負者は、請負業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに当省に報告するものとし、当省と請負者が協議するものとする。

(ウ) 請負者は、契約期間中において、(イ)以外であっても、必要に応じて当省から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

イ 調査

- (7) 当省は、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、請負者に対し必要な報告を求め、又は当省の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。
- (イ) 立入検査をする当省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

#### ウ 指示

当省は、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、請負者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

#### (2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

- ア 請負者は、本業務の実施に際して知り得た当省の情報等（公知の事実等を除く）を、第三者に漏らし、盗用し、又は請負業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。
- イ 請負者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、請負者からの文書による申出を当省が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。
- ウ 請負者は、当省から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。
- エ 請負者は、個人情報等を取り扱う場合は、契約書別紙（「個人情報に関する取扱い」）を遵守しなければならない。
- オ アからエまでのほか、当省は、請負者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

#### (3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置

##### ア 請負業務開始

請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

##### イ 権利の譲渡

請負者は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

##### ウ 権利義務の帰属等

- (7) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、請負者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

- (イ) 請負者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、当省の承認を受けなければならない。

## エ 再委託

- (ア) 請負者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して委託し、又は請け負わせてはならない。
- (イ) 請負者は、原則として本業務の一部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により当省に協議し、承認を得た場合はこの限りではない。
- (ウ) 上記(イ)ただし書により当省が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、請負者は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を執らなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
- (エ) 上記(イ)ただし書により当省が承認した場合でも、請負者は当省に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

## オ 契約内容の変更

当省及び請負者は、本業務の質の確保の推進、またはその他やむをえない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第 21 条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

## カ 契約の解除

当省は、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し請負費の支払を停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。この場合、請負者は当省に対して、契約金額から消費税及び地方消費税を差し引いた金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、当省の定めるところによる。ただし、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

また、請負者は、当省との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

- (ア) 法第 22 条第 1 項イからチまで又は同項第 2 号に該当するとき。
- (イ) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。
- (ウ) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。
- (エ) 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。
- (オ) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。

## キ 談合等不正行為

- (ア) 当省は、次のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
  - イ 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確



保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第2項又は第4項及び第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

ii 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

(イ) 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

i 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。

ii 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第2項又は第4項及び第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。

iii 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

iv 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(ウ) 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

i 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第2項又は第4項の規定による納付命令（独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用が

ある場合に限る。)を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった(同訴訟が取り下げられた場合を含む。)又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき(独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。)

- ii 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- iii 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

#### ク 損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失により当省に損害を与えたときは、当省に対し、その損害について賠償する責任を負う。

#### ケ 不可抗力免責・危険負担

当省及び請負者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、当省が物件を使用することができなくなったときは、請負者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

#### コ 法令の遵守

請負者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

#### サ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、当省と請負者との間で協議して解決する。

### 6 本業務請負者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務請負者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、請負者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 当省が国家賠償法第1条第1項等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当省は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について当省の責めに帰すべき理由が存する場合は、当省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。
- (2) 請負者が民法(明治29年法律第89号)第709条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当省の責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は当省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

### 7 本業務の実施体制及び実施方法の概要

業務は富士通株式会社が実施し、一部業務については再委託を行う。

業務の実施に当たっては、実施要項及び調達仕様書に基づき業務を遂行するとともに、提案書による提案事項の実施により、包括的な質の確保及び各業務の品質の維持向上を図る。

(以上)